

令和３年１０月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和３年１０月６日（水）午前９時３０分より、臼杵市役所野津庁舎 ３階会議室において、会長が１０月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

１番 後藤 聖憲 委員	２番 藤嶋 祐美 委員	３番 二村 啓二 委員	４番 城野 幸司 委員
５番 疋田 忠公 委員	６番 野上 政憲 委員	７番 佐藤 幸子 委員	８番 竹尾 奈美 委員
９番 柳井 博之 委員	１０番 後藤 博幸 委員	１１番 中野 定重 委員	

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

山本 貴雅 副主幹

付議議案

議案第４４号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第４５号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第４６号 非農地証明願いについて

議案第４７号 農用地利用集積計画の決定について

議案第４８号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

議案第４９号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは本総会の議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号2番 藤嶋 祐美委員と、議席番号4番 城野 幸司委員に議事録署名をお願い致します。
議案審議に入ります。
議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案の1ページをお開きください。
議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年10月6日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2ページをお開きください。

番号 1、田 2,153 m² を、耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 1 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。9 月 24 日に実施しました現地調査において調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号ではありますが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の 3 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹 尾 おはようございます。農地法第 3 条申請について、私竹尾より、9 月 24 日に実施しました議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田、現在はイチゴのハウスが設置されています。今後はハウスを撤去し、水稻の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当の推進委員さんお願いします。第 9 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第 9 地区、推進委員の佐藤です。

委 員 番号 1 の申請地の田については、売買により所有権を取得するものです。

譲受人はこれまで譲渡人の田んぼを借りており、今までハウスでイチゴを作っていましたが、今後はハウスを撤去し、水稻の作付けを行うとのことです。許可について、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 10 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 217 ㎡ 外 1 筆 合計 234 ㎡ について、所有権を移転し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 おはようございます。私佐藤より、9月24日に実施しました議案第45号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、所有権を移転し、一般住宅として利用するものです。

申請地は2筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、第2地区の首藤推進委員さん。

首 藤 おはようございます。第2地区、推進委員の首藤です。

委 員 番号1の畑については、所有権を移転し、一般住宅として利用するものです。

申請地は、家や道路に囲まれた傾斜地にあり、転用によって周囲の農業に影響を及ぼすことはないと思われます。以上です。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 45 号　農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 46 号　非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次　長　　7 ページをお開きください。

議案第 46 号　非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 10 月 6 日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

番号 1、畑　340 ㎡　の土地については、昭和 33 年頃より倉庫の建築及び進入路として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、畑　139 ㎡　の土地については、昭和 57 年頃より耕作されず、山林原野化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し、農地に復元することが困難な土地に該当し、ア～オの要件を満たしている土地となります。

番号 3、畑　42 ㎡　の土地については、昭和 40 年頃より住宅への進入路及び駐車場として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 9 ページに記載しておりますのでご確認ください。以上、非農地証明願い 3 件についてご提案申し上げます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 46 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 46 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。
議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。
令和 3 年 10 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 9 号）「令和 3 年 10 月 6 日公告予定」となります。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 3 年 9 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、4,725 ㎡ 5 筆、畑については、37,593 ㎡ 20 筆です。合計面積は 42,318 ㎡ 25 筆となります。

次に、貸し手借り手ですが、貸し手が 15 名に対して借り手は 7 名となります。なお、各筆明細につきましては、4 ページから記載しておりますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 3 年 10 月 6 日公告予定の農用地利用集積計画（第 9 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第 48 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページをご覧ください。

議案第 48 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 3 年 10 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページを説明致しますのでご覧ください。畑 6 筆、合計 11,620 m²を配分するものです。

次に、2 ページを説明します。畑 2 筆、合計 5,996 m² を配分するものです。

次に 3 ページに説明します。畑 1 筆、1,709 m² を配分するものです。

次に 4 ページ、5 ページを一括で説明しますので、ご覧ください。畑 6 筆、合計 10,995 m²を、配分するものです。

ここまでのすべての農用地の所在は 6 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 7 ページを説明致します。田 2 筆、合計 1,046 m² を配分するものです。農用地の所在は 8 ページに掲載しておりますのでご覧ください。なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載しております。

以上、6 件の配分計画についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 48 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。続きまして、議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案の 12 ページとなります。

議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 3 年 10 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、現地の写真につきましては、お手元のタブレットにも載っておりますのでご覧ください。内容につきましては、主管課が農林振興課となりますので、詳細につきましては担当課より説明をいただきたいと思います。

山 本 農林振興課の山本です。

副主幹 箇所番号 1、田 50 m²、田 62 m²、合計 112 m²です。承認を受ける用途としまして、一般住宅用地として利用となります。

事由について説明致します。当該農地は、地権者が父から相続し、登記地目が田である土地だが、この度、売却することとなり、農業振興地域の農用地区域であることが判明しました。30 年以上前から一般住宅用地の庭として利用されており、今後も耕作される見込みがないということです。以上のことから今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められ、農用地利用計画の除外については、やむを得ないものと考えられます。

箇所番号 2、畑 215.31 m²、畑 251.90 m²、合計 467.21 m²です。承認を受ける用途としましては、一般住宅用地として利用となります。

事由につきましては、転用者は現在、大分市のアパートに住んでいますが、子どもが産まれたことにより手狭となり、一般住宅の新築を検討しています。申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地が居住環境や自然災害リスクを受けにくく最適であると判断され、選定されたものです。

当該地は畑でハウスが建てられており、耕作の用に供されておりますが、代替地を提供することで耕作者の農業用倉庫から近くなり、農業経営の効率的かつ安定的な利用に支障を及ぼさないものと認められます。よって、農用地利用計画の除外については、やむを得ないものと考えられます。

箇所番号 3、畑 357 m²です。承認を受ける用途としましては、一般住宅用地として利用となります。

事由につきましては、転用者は現在、県外に住んでいますが、転地療養のためリターンし、一般住宅を建築して生活することを検討しております。家族の住む地区で土地を探しており、申請地以外の場所も検討しましたが、条件に合わず、当該地の居住環境が最適であると判断され、選定されてものであります。

当該地は畑であり、申請者の父が家庭用菜園として利用しております。今後も集団的な農用地利用は見込めないことから、農用地利用計画の除外については、やむを得ないものと考えられます。以上です。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、推進委員さんより報告をお願い致します。第 12 地区 佐藤推進委員さん。

佐藤孝 第12地区の佐藤です。10月1日に現地調査を実施致しました。
推進委員 箇所番号1につきまして、申請地の登記地目は田であります。30年以上、一般住宅の庭として利用されているところです。長らく農地以外の利用とされておりませんが、隣接に農地はなく、周辺の農地に影響は与えておりません。以上のことから今回の振興除外はやむを得ないものと考えられます。
以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をお願い致します。

議 長 続きまして、第25地区の増田推進委員さん、お願いします。

増 田 最適化推進委員の増田です。10月1日に現地調査を実施致しました。
推進委員 箇所番号2について、申請地にはハウスが建っておりハウス栽培がされておりますが、今回の除外により、代替地が用意されております。代替地は同規模であり、耕作者の農業用倉庫から近く、利便性も向上し、農業経営に支障がないと判断できます。転用後は一般住宅地として利用するというので、排水等を配慮した設計にするということで、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限であると考えられます。また、計画の図面も作成されており、農地転用の確実性もあることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。
以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をお願い致します。

議 長 第12地区の佐藤推進委員さん、再度お願い致します。

佐藤孝 箇所番号3について、申請地は集落に隣接した農地です。地目は畑で、所有者自身が家庭用菜園として耕作しております。隣接農地も申請者の家庭用菜園として利用中であり、規模を縮小して耕作が続けられます。転用後は申請者の娘が一般住宅用地として利用するというので、排水等配慮した設計にすることで、申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限であると考えられます。また、計画の図面も作成されており、農地転用の確実性もあることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。
以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をお願い致します。

議 長 ただいまの報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。